



あた ら ざいりゅう かんり せいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

あた ら ざいりゅうかんりせいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

ちゅういてん
1-5 注意点

とどけで ぎむ

(1) 届出の義務

ざいりゅうしかく きそ にゅうこくかんりきょく とどけで ぎむ

在留資格の基礎となることならについて入国管理局への届出が義務づけられています。これらは 14 日以内に届け出ることとされていて、それを過ぎると刑事罰の対象となります。

しゅうろう ざいりゅうしかく ひと しゅうろうさき へんこう とど で もと にほんじん えいじゅうしゃ こんいん

就労の在留資格の人なら就労先が変更になったら届け出ることが求められ、日本人や永住者と婚姻している人、配偶者の関係で家族滞在や特定活動が認められている人は離婚や死別したときには届け出な

ければなりません。住所は住んでいる市区町村の役所に届け出ることが必要です。(5-2 住所(住居地)

いがい へんこうとどけで さんしゅう
以外の変更届出 参照)

じょうじけいたい ぎむ
(2) 常時携帯の義務

ざいりゅう じょうじけいたいぎむ も けいたい ざいりゅう

「在留カード」には常時携帯義務があるので、パスポートを持っていても携帯しなければなりません。「在留カード」は、警察官や入管の職員に提示を求められたら提示する義務があります。提示を拒めば刑事罰の対象となります。

ざいりゅうしかく とりけ じゅう たいきょきょうせいじゅう ぱっそく
(3) 在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則

じょうき かんれん いか ざいりゅうしかく とりけ じゅう たいきょきょうせいじゅう ぱっそく あら もう

上記(1)(2)にも関連して、以下のような在留資格の取消し事由、退去強制事由、罰則が新たに設けられています。

ふ ほうしゅうろうじょうちょうざい ひ こようしゃ ふほうしゅうろうかつどう こようぬし し ばあい

不法就労助長罪については、被雇用者が不法就労活動をしていると雇用主が知らなかった場合でも、過失があったものとして処罰の対象となります。

あらた ついか ざいりゅうしかく とりけ じゅう
【新たに追加された在留資格の取消し事由】

ふせい しゅだん ざいりゅうとくべつきょか う

① 不正な手段により在留特別許可を受けたこと

はいぐうしゃ にほんじん はいぐうしゃとう えいじゅうしゃ はいぐうしゃとう ざいりゅうしかく ざいりゅう かつ せいとう りゅう

② 配偶者として「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」の在留資格で在留する方が、正当な理由

はいぐうしゃ かつどう げつじょうおこな ざいりゅう

(※)がなく、配偶者としての活動を6カ月以上行わないで在留すること

はいぐうしゃ みぶん ゆう もの かつどう おこな せいとう りゅう ばあいとう

※配偶者の身分を有する者としての活動を行わないことに正当な理由がある場合等、

ざいりゅうしかく とりけ おこな ぐたいれい

在留資格の取消しを行わない具体例について

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiaact_1/info/120703_01.html

せいとう りゅう じゅうきょち とどけで きよぎ とどけで

③ 正当な理由なく住居地の届出をしなかったり、虚偽の届出をしたこと

じゅうきょち とどけで おこな せいとう りゅう ばあいとう

※住居地の届出を行わないことに正当な理由がある場合等、

ざいりゅうしかく とりけ おこな ぐたいれい

在留資格の取消しを行わない具体例について



あた ら ざいりゅう かんり せいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度

(※2012.7.9 からの内容です)

あた ら ざいりゅうかんりせいど がいこくじんじゅうみんきほんだいちょうせいど
A 新しい在留管理制度・外国人住民基本台帳制度 のトップ

http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/info/120703_02.html

あ ら た つい か たいきよきょうせいじゅう
【新たに追加された退去強制事由】

ざいりゅう ぎへんぞうとう こうい
① 在留カードの偽変造等の行為をすること

きよぎとどけでとう ちようえきいじょう けい しょ
② 虚偽届出等により懲役以上の刑に処せられたこと

こようぬし こよう がいこくじん ふほうしゅうろうしや し ざいりゅうしかく
※雇用主が、雇用する外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、そのことについて、在留資格
うむ かくにん とう かしつ ばあい しょぼつ たいしゅう
の有無を確認していない等の過失がある場合には処罰の対象となります。

こようぬし がいこくじん ばあい ふほうしゅうろうじょちようこうい たいきよきょうせいじゅう あ ちゅうい ひつよう
雇用主が外国人である場合、不法就労助長行為は退去強制事由にも当たるので注意が必要です。

あ ら た つい か ぼっそく
【新たに追加された罰則】

ちゅうちようきざいりゅうしや かくしゆとどけで かん きよぎとどけで とどけでぎ むいはん ざいりゅう じゅうりょう けいたい ていじぎむ
① 中長期在留者の各種届出に関して虚偽届出・届出義務違反、在留カードの受領・携帯・提示義務
いはん
違反をすること

ざいりゅう ぎへんぞうとう こうい
② 在留カードの偽変造等の行為をすること

さんこう ほうむしようにゅうこくかんりきょく
■参考:法務省入国管理局

にほん ざいりゅう がいこくじん みな ねん がつこのか げつ あたら ざいりゅうかんりせいど
「日本に在留する外国人の皆さんへ 2012年7月9日(月)から新しい在留管理制度がスタート！」
([http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-\(JA\).pdf](http://www.immi-moj.go.jp/newimmiact_1/pdf/NewResidencyManagementSystem-(JA).pdf))